

SDGsの達成に向けて 働き方改革「治療と仕事の両立」

別添1

誰ひとり取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界のさまざまな問題を整理し、解決に向けて持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の17の目標を示したのが、SDGs（持続可能な開発目標）です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGsアクションプラン2021』の「働き方改革の着実な実施」の中で、「治療と仕事の両立」の取組などが掲げられています。

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインについて

近年、高齢化の進展等により、健康上何らかの問題や疾病を抱えながら働く労働者が増加する傾向にあります。一方で、診断技術や治療方法の進歩により、疾病を抱えていても離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まってきています。

しかし、疾病を抱える者の中には、「仕事上の理由で適切な治療を受けることができない」「自分自身の疾病に対する理解不足や職場の理解・支援体制の不足」「治療と仕事を両立することが困難」などにより離職を余儀なくされたりする事例がみられます。

このような現状を踏まえ、平成28年2月（令和3年3月改訂）に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」が定められました（裏面参照）。



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

R3.5

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの内容

事業場において、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないように、治療と仕事の両立のために必要となる就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われるようにするため、両立支援を行うための環境整備、個別の両立支援の進め方など、具体的な取組方法等をまとめたもの。

背景・現状

- 治療技術の進歩等により、「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化
(例：がん5年相対生存率が向上 平成5～8年53.2% → 平成15～17年58.6% → 平成24年～平成25年67.3%)
 - 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
(例：仕事をもちながら、がんで通院している者が多数 平成22年32.5万人 → 令和元年44.8万人)
 - 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースがみられる
(例：糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事(学業)のため、忙しいから」が最多の24%)
- ➡ **疾病にり患した労働者の治療と仕事の両立が重要な課題**
- 治療と仕事の両立に悩む事業場が少なくない
(例：従業員が私傷病になった際、企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮する事業所90%)
- ➡ **事業場が参考にできるガイドラインの必要性**

治療と仕事の両立支援を行うための環境整備

- 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知による両立支援の必要性等の共有と実現しやすい職場風土の醸成
- 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議

治療と仕事の両立支援の進め方

- ① 労働者が事業者へ申出
 - ・労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供
 - ・それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成
 - ・労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者へ提出
- ② 事業者が産業医等の意見を聴取
 - ・事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取
- ③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施
 - ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置(作業の転換等)、治療に対する配慮(通院時間の確保等)の内容を決定・実施
 - ※その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましい

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- ・治療と仕事の両立について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

- ・事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(全体版) 令和3年3月改訂版
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000760961.pdf>

治療と仕事の両立

検索

事業者の皆様へ！

病気になっても働き続けられる会社を応援します！

治療と仕事の両立支援助成金

(環境整備コース)・(制度活用コース)

概要

事業者の方が労働者の傷病^(※1)の特性に応じた治療と仕事の両立支援制度^(※2)を導入または適用した場合に事業者が費用の助成を受けることができる制度です。



(※1) がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病などの反復・継続して治療が必要となる傷病のこと。

(※2) 傷病を抱える労働者に対する、治療と仕事との両立の支援に資する一定の就業上の措置。(時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度などの勤務制度など。)

助成対象等

令和3年度から各コースの申請要件を見直しました！

(環境整備コース)は、「両立支援環境整備計画」の作成が不要となります。
(制度活用コース)は、「両立支援制度活用計画」

	環境整備コース	制度活用コース
助成対象	事業者が、両立支援コーディネーター ^(※3) の配置と両立支援制度の導入を新たに行った場合に、申請に基づき費用を助成します。	事業者が、両立支援コーディネーター ^(※3) を活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合に、申請に基づき費用を助成します。
助成金額	1企業又は1個人事業主当たり一律200,000円。ただし1企業又は1個人事業主当たり将来にわたり1回限り助成されます。	1企業又は1個人事業主当たり一律200,000円。ただし、対象労働者が有期契約の場合、将来にわたり1回限り、対象労働者の雇用期間に定めのない場合、将来にわたり1回限りそれぞれ助成されます。

(※3) 当機構が実施している「両立支援コーディネーター基礎研修」(無料)を受講し修了した者のこと。
研修のお申し込み等は下記の当機構HP「両立支援コーディネーター基礎研修」のバナーをクリック

まずは、本助成金について、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。

受付時間：9時～12時／13時～18時
(土日祝日を除く)

ナビダイヤル

0570-783046 (ナヤミヲシロウ)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。(R3.5)



厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構(JOHAS)

Ministry of Health, Labour and Welfare

Japan Organization of Occupational Health and Safety



産業保健総合支援センター 一覧

北海道	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F	TEL: 011-242-7701 FAX: 011-242-7702	滋賀	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1丁目2番22号 大津商中日生ビル8階	TEL: 077-510-0770 FAX: 077-510-0775
青森	〒030-0862 青森県青森市古川2丁目20番3号 朝日生命青森ビル8階	TEL: 017-731-3661 FAX: 017-731-3660	京都	〒604-8186 京都府京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361番1号アーバネックス御池ビル東館5階	TEL: 075-212-2600 FAX: 075-212-2700
岩手	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目9番1号 マリオス14階	TEL: 019-621-5366 FAX: 019-621-5367	大阪	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町2丁目5番3号 エル・おおさか南館9階	TEL: 06-6944-1191 FAX: 06-6944-1192
宮城	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号 SS30 15階	TEL: 022-267-4229 FAX: 022-267-4283	兵庫	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6丁目1番20号 ジテックスアセントビル8F	TEL: 078-230-0283 FAX: 078-230-0284
秋田	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6番6号 秋田県総合保健センター4階	TEL: 018-884-7771 FAX: 018-884-7781	奈良	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階	TEL: 0742-25-3100 FAX: 0742-25-3101
山形	〒990-0047 山形県山形市旅籠町3丁目1番4号 食糧会館4階	TEL: 023-624-5188 FAX: 023-624-5250	和歌山	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号 和歌山県日赤会館7階	TEL: 073-421-8990 FAX: 073-421-8991
福島	〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 NBFユニックスビル10階	TEL: 024-526-0526 FAX: 024-526-0528	鳥取	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115番地1 鳥取駅前第一生命ビルディング6階	TEL: 0857-25-3431 FAX: 0857-25-3432
茨城	〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階	TEL: 029-300-1221 FAX: 029-227-1335	島根	〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17 松江SUNビル7階	TEL: 0852-59-5801 FAX: 0852-59-5881
栃木	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1丁目4番24号 MSCビル4階	TEL: 028-643-0685 FAX: 028-643-0695	岡山	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井2丁目1番3号 岡山第一生命ビルディング12階	TEL: 086-212-1222 FAX: 086-212-1223
群馬	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1丁目7番4号 群馬メディカルセンタービル2階	TEL: 027-233-0026 FAX: 027-233-9966	広島	〒730-0011 広島県広島市中区基町11番13号 合人社広島紙屋町アネクス5F	TEL: 082-224-1361 FAX: 082-224-1371
埼玉	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル3階	TEL: 048-829-2661 FAX: 048-829-2660	山口	〒753-0051 山口県山口市旭通り2丁目9番19号 山口建設ビル4階	TEL: 083-933-0105 FAX: 083-933-0106
千葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3丁目3番8号 日進センタービル8階	TEL: 043-202-3639 FAX: 043-202-3638	徳島	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3丁目61 徳島県医師会館3階	TEL: 088-656-0330 FAX: 088-656-0550
東京	〒102-0075 東京都千代田区三番町6番14号 日本生命三番町ビル3階	TEL: 03-5211-4480 FAX: 03-5211-4485	香川	〒760-0050 香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階	TEL: 087-813-1316 FAX: 087-813-1317
神奈川	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目29番 1号 第6安田ビル3階	TEL: 045-410-1160 FAX: 045-410-1161	愛媛	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4丁目5番地4号 松山千舟454ビル2階	TEL: 089-915-1911 FAX: 089-915-1922
新潟	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地 朝日生命新潟万代橋ビル6階	TEL: 025-227-4411 FAX: 025-227-4412	高知	〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター3階	TEL: 088-826-6155 FAX: 088-826-6151
富山	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5番5号 インテックビル(タワー111)4階	TEL: 076-444-6866 FAX: 076-444-6799	福岡	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番30 号 福岡県メディカルセンタービル1階	TEL: 092-414-5264 FAX: 092-414-5239
石川	〒920-0024 石川県金沢市西念1丁目1番3号 コンフィデンス金沢8階	TEL: 076-265-3888 FAX: 076-265-3887	佐賀	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町6番地4号 佐賀中央第一生命ビル4階	TEL: 0952-41-1888 FAX: 0952-41-1887
福井	〒910-0006 福井県福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル7階	TEL: 0776-27-6395 FAX: 0776-27-6397	長崎	〒852-8117 長崎県長崎市平野町3番5号 建友社ビル3階	TEL: 095-865-7797 FAX: 095-848-1177
山梨	〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2F	TEL: 055-220-7020 FAX: 055-220-7021	熊本	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町9番24号 住友生命熊本ビル3階	TEL: 096-353-5480 FAX: 096-359-6506
長野	〒380-0935 長野県長野市中央1丁目16-11 鈴正ビル2F	TEL: 026-225-8533 FAX: 026-225-8535	大分	〒870-0046 大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階	TEL: 097-573-8070 FAX: 097-573-8074
岐阜	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6丁目16番地 大同生命・廣瀬ビル地下1階	TEL: 058-263-2311 FAX: 058-263-2366	宮崎	〒880-0024 宮崎県宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業祇園ビル2階	TEL: 0985-62-2511 FAX: 0985-62-2522
静岡	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常盤町2丁目13番1号 住友生命静岡常盤町ビル9階	TEL: 054-205-0111 FAX: 054-205-0123	鹿児島	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町25番1号 中央ビル4階	TEL: 099-252-8002 FAX: 099-252-8003
愛知	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2丁目13番地 栄第一生命ビルディング9階	TEL: 052-950-5375 FAX: 052-950-5377	沖縄	〒901-0152 沖縄県那覇市宇小塚1831番1号 沖縄産業支援センター2F	TEL: 098-859-6175 FAX: 098-859-6176
三重	〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4号 三重県医師会館ビル5階	TEL: 059-213-0711 FAX: 059-213-0712	全国統一ダイヤル 0570-038046 (サンボラシロウ) (このナビダイヤルは、最寄りの産業保健総合支援センターに着信します。)		

病気になっても仕事を続けられる 職場環境を作しましょう！

近年、がんの治療は進歩し、がんになっても仕事を辞めず、働き続けることができるようになってきました。企業としては、今後、労働者の高齢化に伴い、がんに罹患する社員の増加が見込まれるため、経営の観点からも、社員が治療を続けながら働くことができる環境を整備する必要があります。「治療と仕事の両立支援対策」は、メンタルヘルス対策と同様に、今、企業が取り組むべき大きな課題の一つです。

全国の産業保健総合支援センターでは、両立支援に関する各種支援を無料で提供しています。ぜひご活用ください。

【提供している主なサービス】

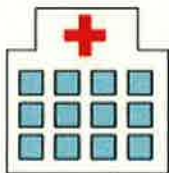
- ・事業者に対する啓発セミナー
- ・事業場への個別訪問支援
- ・患者（労働者）と事業場との個別調整支援
- ・管理監督者向けの両立支援教育
- ・両立支援に関する相談対応
- ・情報提供

病気になっても、働き続けることを多くの人が希望しています。私たちが両立支援をお手伝いします。



産業保健総合支援センター

治療のスケジュールや業務上の配慮の情報が分かり、スムーズに職場復帰をしてもらうことができました。



労働者(患者)

人事担当者と主治医の連絡調整を支援してもらい、安心して治療を受けています。



企業

【お問合せ先】



独立行政法人労働者健康安全機構

大阪産業保健総合支援センター

〒540-0033 大阪府中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館9階

TEL: 06-6944-1191 FAX: 06-6944-1192

ホームページ: <https://osakas.johas.go.jp/>

治療と仕事の両立支援申込書

年 月 日

事業場名					
業 種		事業内容		労働者数	人
所 在 地	〒				
	TEL		FAX		
担 当 者	部署名		氏 名		
	E-mail				
	職 種	<input type="checkbox"/> 産業医	<input type="checkbox"/> 保健師・看護師	<input type="checkbox"/> 事業主	
	<input type="checkbox"/> 労務管理担当	<input type="checkbox"/> 衛生管理者	<input type="checkbox"/> 労働者（患者）		
	<input type="checkbox"/> その他)				
希望する支援内容 <input type="checkbox"/> にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。					
<input type="checkbox"/> 個別訪問支援 *担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。 1 管理監督者向け両立支援教育（事業場の管理監督者や労働者等に対し、意識啓発を行うセミナー） 2 事業場内体制の整備 3 事業場内規程等の整備 4 事業場の勤務、休暇制度の整備 5 両立支援の進め方 6 両立支援に係る情報提供 7 その他（具体的に：)					
<input type="checkbox"/> 啓発セミナー *ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。					
<input type="checkbox"/> 個別調整支援（支援にあたって患者ご本人の同意が必要となります） *事業場と労働者（患者）間の、仕事と治療の両立についてアドバイスします。 1 労働者（患者）との治療に対する配慮の検討 2 両立支援の進め方 3 両立支援プランの作成 4 職場復帰支援プランの作成 5 主治医等への相談 6 就業上の措置についての検討 7 その他（具体的に：)					

【申込先】独立行政法人労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

FAX : 06 - 6944 - 1192

※申込書受領後、当センターからご連絡いたします。

※この用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。